

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	合同会社デロイト トーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
工事等の名称	令和8年度メタバース市役所機能拡充構築委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託料
工事等期間	令和8年4月23日から令和9年3月31日まで
契約金額	
工事等の概要	メタバース市役所機能拡充構築
随意契約の理由	本委託業務は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版】」（令和2年12月総務省通知・令和8年1月改版）及び「松戸市行政デジタル化ビジョン 第二版」（令和3年7月策定・令和6年4月改訂 以下「松戸市行政デジタル化ビジョン」という。）に基づき、「松戸市行政デジタル化ビジョン」に掲げる「3つの基本方針」の1つ「はなれていても つながる スマート市役所」が目指す市民の利便性向上を目指し、メタバース技術を活用したもう一つの仮想空間上の市役所（メタまーつ）を構築し、市民との新たな接点・つながりの創出を目指し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ることを目的とするものである。 合同会社デロイト トーマツ（旧：デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）は令和7年度に、メタバース市役所構築支援業務委託契約を締結し、本市と綿密に協議を行いながら同年10月の稼働に向けて遅滞なく、適切に業務を遂行した実績を有している。 令和8年度の本業務は、上記委託業務において松戸市専用に構築したメタバース環境の機能拡充を実施す

	るものであり、業務遂行には構築事業者としての環境、知見が求められるため、他の事業者が受託した場合、事業者間での引継ぎや、前提となる本市の目的や方針、稼働までの調整事項の再確認が必要となるなど、時間と経費負担の大幅な増加が見込まれる。 以上のことから、合同会社デロイト トーマツは本業務を迅速に遂行できる唯一の事業者である。 なお、合同会社デロイト トーマツは情報セキュリティマネジメント規格である ISO/IEC27001 の認証を受けており、令和 3 年度から令和 7 年度実施の業務において情報セキュリティを遵守した対応を確認していることから、市民が利用するサービスに対する安全性の担保も十分である。 したがって、「令和 8 年度メタバース市役所機能拡充構築委託」におけるその性質または目的が、競争入札に適しないものと判断し、合同会社デロイト トーマツを相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約することが適法であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものとする。
--	--